

## ○廿日市市まちづくり交付金交付要綱

平成29年4月1日

告示第53号

改正 平成31年4月1日告示第157号

改正 令和元年6月25日告示第26号

改正 令和3年4月1日告示第87号

改正 令和4年4月1日告示第139号

改正 令和5年2月14日告示第26号

改正 令和5年5月10日告示第158号

改正 令和6年3月7日告示第31号

(趣旨)

第1条 市は、廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において廿日市市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 地区の生活や暮らしを守るため、地区で暮らす人々が中心となって形成され、ボランティア団体、NPO法人、学校、PTA、企業等の多様な主体と協力し、住民相互の親睦や地域課題の解決に取り組むために組織された別表1に掲げる団体（以下「団体」という。）をいう。
- (2) 地域 条例第2条第7号に規定する地域をいう。
- (3) 地区 条例第2条第8号に規定する地区をいう。
- (4) 基準人口 交付金の交付の対象となる年度の前年度の10月1日（

以下「基準日」という。)における各団体の活動区域内の住民基本台帳上の人口をいう。

- (5) 後期高齢者基準人口 基準日における各団体の活動区域内の75歳以上の住民基本台帳上の人口をいう。
- (6) 過疎地域及び辺地地域 基準日において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条第1項の規定により、過疎地域とみなされる地域を過疎地域といい、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)に基づき、辺地の要件を満たす地域を辺地地域という。

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 対象団体の運営に関する事業
- (2) 活動地区の安全に関する事業
- (3) 活動地区の地域福祉、男女共同参画に関する事業
- (4) 活動地区の環境衛生に関する事業
- (5) 活動地区の文化交流に関する事業
- (6) 活動地区の絆づくりに関する事業
- (7) 活動地区のコミュニティビジネスに関する事業
- (8) その他活動地区のまちづくりに資する事業
- (9) 第1号から第8号までに掲げる事業であって、別表に掲げる団体が相互に連携し、又は合同で実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (2) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- (3) 特定の個人又は団体の営利を目的としたもの

- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等が関与するもの
  - (5) その他市長が適当でないとするもの
- （交付金の額）

第4条 交付金の額は、次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 均等割額 1団体につき50万円（宮島地域に活動地区がある対象団体にあつては、これに市長が別に定める額を加えた額）
  - (2) 人口割額 基準人口に応じて市長が別に定める額
  - (3) 後期高齢者人口割額 後期高齢者基準人口に応じて市長が別に定める額
  - (4) 過疎地域及び辺地地域加算額 過疎地域又は辺地地域を活動区域とする団体について、1団体につき20万円
- （交付の申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、交付金を受けようとする年度の7月31日までにまちづくり交付金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) まちづくり交付金重点事業計画書（別記様式第3号）
- (3) 交付金の充当内訳が分かる総会資料
- (4) その他市長が必要とする書類

2 申請団体は、第3条第1項第1号の事業に要する経費のうち人件費に充てる交付金の額が第4条第1項の規定により算定した額の10分の4に相当する金額を超える場合においては、あらかじめその内容について市長と協議するものとする。

（決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し交付金の交付

決定を行うこととし、まちづくり交付金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すものとする。

（変更交付申請）

第7条 申請団体は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめまちづくり交付金変更交付申請書（別記様式第5号。以下「変更交付申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、前条の規定を準用し決定するものとし、まちづくり交付金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該申請団体に通知するものとする。

（交付金の積立て）

第8条 団体は、交付金を翌年度以降において行う事業に充てようとするときは、第5項の承認を受けた日の属する年度から起算して3年を限度として、交付金の一部を積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てることができる交付金の額（以下「積立金」という。）は、各年度20万円を限度とする。

3 第1項の規定により交付金の一部を積み立てるときは、対象団体は、積立金と同額以上の額を積立金に併せて積み立てなければならない。

4 第1項の規定により交付金の一部を積み立てようとする対象団体は、交付金積立事業承認申請書（別記様式第7号）を交付申請書に併せて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認したときは、交付金積立事業承認通知書（別記様式第8号）により、対象団体に通知するものとする。

6 対象団体は、積立金を基金として、金融機関の預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管し、運用から生ずる収益は、対象団体の会計収支予算に計上し、積立金として積み立てるものとする。

7 対象団体は、第5項の規定により承認を受けた事業の実施に要する経費以外に積立金を使用することはできず、あらかじめ承認された内容を

変更し、又は中止しようとするときは、速やかに交付金積立事業変更・中止申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

8 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認したときは、交付金積立事業変更承認通知書（別記様式第10号）により、対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第6条の規定により交付の決定を受けた団体は、交付対象事業が完了したときは、交付金を受けた年度の翌年度の4月30日までにまちづくり交付金実績報告書（別記様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) まちづくり交付金重点事業報告書（別記様式第12号）
- (3) 総会資料等交付対象事業の内容がわかるもの
- (4) 交付金精算書（別記様式第13号）
- (5) 団体が作成する広報誌その他の交付金の対象となる事業を掲載した資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付金を積み立てている団体は、積立状況報告書（別記様式第14号）を実績報告書に添えて提出しなければならない。

3 積立金を使用した事業を実施した年度である場合にあっては、積立事業報告書（別記様式第15号）を実績報告書に添えて提出しなければならない。

（額の確定通知）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、交付すべき確定した交付金の額をまちづくり交付金確定通知書（別記様式第16号）により通知するものとする。

（交付の特例）

第11条 この交付金は、概算払により交付するものとし、規則第16条第2項ただし書きの規定により、補助金等概算払請求書の提出は要しないものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付された交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第8条第7項の規定による承認を受けたとき。
- (4) 対象団体が解散したとき。
- (5) 事業の遂行の見込みがないと市長が認めたとき。

2 前項の規定により交付金の返還を命ぜられた対象団体は、市長の定める期限までに交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第13条 団体が、規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該交付対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第22条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第22条第2号の市長が定めるものは、1件の取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産とする。

(交付金の検証)

第15条 市長は、交付対象事業及び交付金の額について、5年ごとに検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(廿日市市地域提案型協働事業助成金交付要綱の廃止)

2 廿日市市地域提案型協働事業助成金交付要綱（平成20年告示第118号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に前項の規定による廃止前の廿日市市地域提案型協働事業助成金交付要綱の規定により交付の決定のあった助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日告示第157号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第139号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日告示第26号）

この告示は、令和5年2月14日から施行する。

附 則（令和5年5月10日告示第158号）

この告示は、令和5年5月10日から施行し、改正後の第3条第1項及び第5条第2項の規定は、令和5年度分の交付金から適用する。

附 則（令和6年3月7日告示第31号）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この告示による改正後の別記様式第2号の規定は、令和6年度以後の年度分の交付金について適用し、令和5年度分までの交付金については、なお従前の例による。

別表（第1条関係）

地域自治組織の名称
佐方アイラブ自治会
廿日市地区まちづくり協議会
平良地区コミュニティ
原地区コミュニティ推進協議会
宮内地区コミュニティづくり協議会
串戸地区自治協議会
地御前地区自治会
阿品地区コミュニティをすすめる会
阿品台コミュニティ
宮園地区コミュニティ協議会
四季が丘自治連合会
玖島地区コミュニティ推進協議会
友和地区コミュニティ推進協議会
津田・四和ふれあいまちづくりの会
浅原の未来を創る会
コミュニティよしわ
大野第1区
大野第2区
大野第3区
大野第4区
大野第5区
大野第6区
大野第7区

大野第 8 区
大野第 9 区
大野第 1 0 区
大野第 1 1 区
宮島地域コミュニティ推進協議会